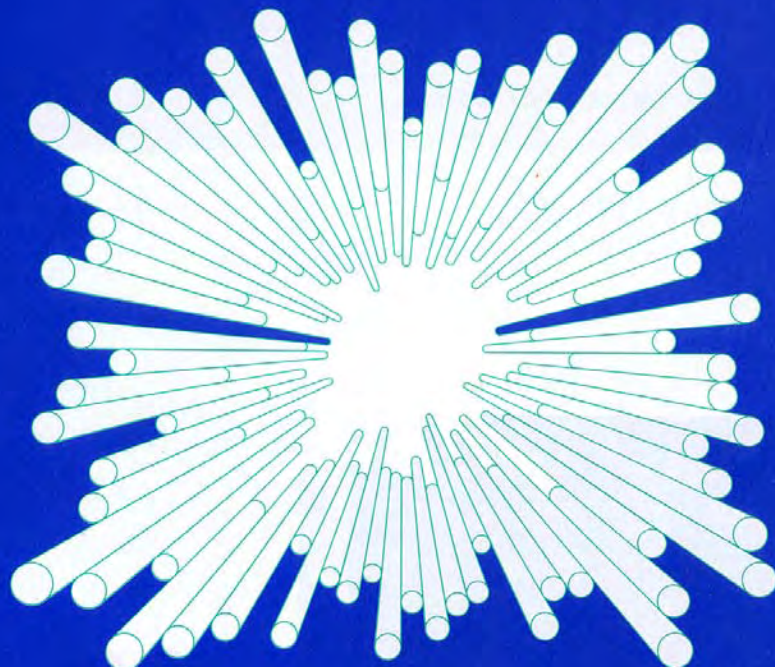


難解な危険物保安に関する消防法令・
通達の理解が容易に迅速にできる

危険物関係 事項別 解説・通達 ハンドブック

編集 危険物法令研究会



●はしがき

現行の危険物の保安上の規制は、昭和34年消防法の一部改正により制度化され今日におよんでいるものであるが、この制度制定後、昭和39年の新潟地震を契機とした消防法関係法令の改正を始めとして危険物に係る大規模な事故等の経験に基づいて法令の整備強化や危険物の貯蔵、取扱いの実態の変容等に伴う法令の整備などが行われ現在に至っている。

一方、最近の危険物の生産、流通、消費量の増加は、鈍化の傾向のあるとはいえ、危険物施設の増加を促し、危険物による潜在的危険の増大をもたらしている。

このような状況において、危険物についての保安の徹底を図ることは、地域の安全の確保のうえで欠くことができない要素の一つといえよう。

本書は、一般に理解し難いと云われる技術

的規制である危険物保安に関する消防法令による規制について、規制内容が容易に理解できるよう基本的な規制事項を体系的に事項別に分類し、これに解説を加え、あわせて、規制の運用について種々示されている通達についてもこれを事項別に分類し、規制事項と運用事項とが系統的に判るよう編集したものである。

本書は、広く危険物の保安に係る関係者が実務にあたって活用できるものとしてのみならず、これから実務に携わる関係者の実務入門の参考書としても活用できるよう編集したものであるので、今後、本書の活用によって一層の危険物保安の充実に寄与されることを願ってやまない次第である。

危険物法令研究会



B5判・加除式・全5巻
定価 本体19,400円+税

●目次(抄) 必要な通達が、事項別にすべて収録されているので複雑な通達検索の必要がない。

第1部 法令基本編

危険物の分類

- 1 解説—危険物の分類
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(危険物の試験及び性状に係る部分)並びに危険物の試験及び性状に関する省令の公布について
- 3 関係規定
 - 確認試験の結果に基づく危険物の判定について

危険物施設の種類の

- 1 解説—危険物施設の種類の
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

危険物規制の仕組み

- 1 解説—危険物規制の仕組み
- 2 関係通達
- 3 関係規定

危険物施設の維持管理

- 1 解説—危険物施設の維持管理
- 2 関係通達
 - 消防法の一部を改正する法律の公布について(抜すい)
- 3 関係規定

危険物施設の設置、変更等の規制と手続

- 1 解説—危険物施設の設置、変更等
- 2 関係通達
 - 「保安四法共管適合事項等改善措置」の実施について
- 3 関係規定
 - 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(抜すい)

危険物取扱者

- 1 解説—危険物を取り扱う者の規制
- 2 関係通達
 - 危険物取扱者試験基準について
 - 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律における防火・防災業務の取扱いについて
- 3 関係規定
 - 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について
 - 危険物の規制に関する政令等の施行について(抜すい)

危険物施設保安員

- 1 解説—危険物施設保安員とその業務
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

予防規程

- 1 解説—予防規程の作成と認可

- 2 関係通達
 - 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について(抜すい)
 - 消防法の一部を改正する法律の公布について(抜すい)
 - 給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について(抜すい)
- 3 関係規定

危険物施設の定期点検

- 1 解説—定期点検義務とその対象施設
- 2 関係通達
 - 屋外タンク貯蔵所におけるコーティング上からのタンク底部の板厚の測定について
 - コーティング上からタンク底部の板厚を測定する測定者について
 - 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

保安検査

- 1 解説—保安検査と検査事項
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(抜すい)
 - 消防法の一部を改正する法律の公布について(抜すい)
 - 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

移動タンク貯蔵所による危険物の移送の保安

- 1 解説—危険物移送の保安
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

自衛消防組織

- 1 解説—自衛消防組織とその編成
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

危険物の運搬

- 1 解説—危険物の運搬規制
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(抜すい)
 - 金属製ドラムに係る試験について
 - 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

義務違反等に対する措置

- 1 解説—義務違反等に対する措置
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(抜すい)

- 移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について
 - 消防法の一部を改正する法律の公布について(抜すい)
- 3 関係規定

第2部 技術基準編

製造所

- 1 製造所の位置、構造及び設備の基準の概要
- 2 関係通達
 - 繰入ガラスの取扱いについて
 - 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

屋内貯蔵所

- 1 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準の概要
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

屋外タンク貯蔵所

- 1 屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準の概要
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する政令の一部を改正する省令等の施行について(抜すい)
 - 「タンク冷却用放水設備に関する運用方針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」について
 - 防油堤の改修等について
 - 危険物施設における安全対策の推進について
 - 危険物の規制に関する政令の一部を改正する省令等の施行について(抜すい)
 - 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

屋内タンク貯蔵所

- 1 屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準の概要
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

地下タンク貯蔵所

- 1 地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準の概要
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(抜すい)
- 3 関係規定

簡易タンク貯蔵所

- 1 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準の概要
- 2 関係通達
- 3 関係規定

移動タンク貯蔵所

- 1 移動タンク貯蔵所の位置、構

- 造及び設備の基準の概要
- 2 関係通達
 - 3 関係規定

屋外貯蔵所

- 1 屋外貯蔵所の位置、構造及び設備基準の概要
- 2 関係通達
- 3 関係規定

給油取扱所

- 1 解説—給油取扱所の位置、構造及び設備の概要
- 2 関係通達
 - 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(給油取扱所関係抜すい)
 - 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について
 - 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について(給油取扱所関係抜すい)
 - 危険物規制事務に関する執務資料(給油取扱所関係)の送付について
- 3 関係規定

販売取扱所

- 1 販売取扱所の位置、構造及び設備の基準の概要
- 2 関係通達
- 3 関係規定

移送取扱所

- 1 移送取扱所の位置、構造及び設備の基準の概要
- 2 関係通達
- 3 関係規定

一般取扱所

- 1 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準の概要
- 2 関係通達

消火設備・警報設備

- 1 関係通達
 - 二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について
 - 内燃機関を原動機とする加圧送水装置の構造及び性能の基準について
- 2 関係規定

第3部 参考資料編

危険物規制フローチャート

- 危険物の危険性状の分類
- 危険物施設の種類の分け
- 危険物規制の仕組み

参考資料(1) 統計・報告書

参考資料(2) 事故防止関係通知等

参考資料(3) 保安関係法令と一般消防行政関係

参考資料(4) 行政手続法(消防法等関係)

通達年別索引

危険物の規制内容が容易に理解できるよう基本

●組見本(縮小)

①大きい文字で解説のポイントをしめしている

①屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準の概要

ポイント

屋外タンク貯蔵所は、屋外にあるタンク（地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク、移動貯蔵タンク（令2④～⑥に掲げるタンク）を除く。）において危険物を貯蔵する施設をいうもので、危険物の貯蔵施設のうち最も大量の危険物を貯蔵できる施設となつている。

このため、危険物貯蔵の保安の観点から液体の危険物を貯蔵する容量1,000kl以上の屋外タンク貯蔵所は、特定屋外タンク貯蔵所と位置づけられ、他の屋外タンク貯蔵所に比べ、適用される位置、構造及び設備の基準が詳細かつ、厳しいものとなつている。

また、屋外タンク貯蔵所には、通常の形態としての屋外タンクのはかに、特殊な形態のタンクとして、石油の国家備蓄等の貯蔵施設として活用される岩盤タンク（岩盤内の空間を利用する液体危険物タンク）、地中タンク（タンク底面が地盤面下となり、タンクの頂部が地盤上

屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準の概要

技術基準の項目	位置、構造及び設備の基準の概要
基準強化特例の対象とされる危険物	屋外タンク貯蔵所については、その危険物の性質に応じて本則に定める基準（令11Ⅰ）を超える特例を定めることができることとされている（令11Ⅲ）。 第3類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有する危険物（アルキルアルミニウム等）及び第4類の危険物の特殊引火物のうちアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するもの（アセトアルデヒド等）とされている（規22の2の2、規13の7、規6の2の7）。
（強化基準） 〔アルキルアルミニウム等の屋外タンク貯蔵所〕	
漏えい極限化設備等の設置	アルキルアルミニウム等の屋外貯蔵タンクの周囲には、漏えい範囲を極限化する設備及び漏れたアルキルアルミニウム等を安全な場所に設けられた槽に導入する設備を設置すべきこととされている（規22の2の3①）。
不活性気体封入装置の設置	アルキルアルミニウム等の屋外貯蔵タンクには、不活性気体を封入する装置を設置すべきこととされている（規22の2の3②）。
設備に使用する金属の制限	アセトアルデヒド等の屋外貯蔵タンクの設備は、銅、マグネシウム等の金属で造らないこととされている（規22の2の4①）。
保冷装置等の設置	アセトアルデヒド等の屋外貯蔵タンクには、冷却装置又は保冷装置及び燃焼性混合ガス生成による爆発防止のための不活性ガス封入装置を設置すべきこととされている（規22の2の4②）。
〔ヒドロキシルアミン等の屋外タンク貯蔵所〕	

②通達の背景及び内容理解

② 関係通達

危険物の規制の施行について
（昭和62年4月都道府県令）

危険物の規制に62年政令第86号。31日に、危険物の（昭和62年自治省令昭和62年4月20日に1日から施行され、今回の改正は、この技術上の基準並全対策を講じつつ、タンク又は特殊貯蔵の完成検査前検査及び設備の技術上の

通達(抜粋部分)の要旨

昭和62年3月政令の一部改正及び同年4月規則の一部改正により、給油取扱所の定義、並びに位置、構造、設備及び取扱の基準が整備されたことに伴い示されたものである。

通達の要旨

固定給油設備及び灯油用固定注油設備の取扱いについては、通達（昭和63.5.30付消防危険第70号）で示されているが、その一部改正として、本通達は示されたものである。

「固定について（平基）

平成2長通知にする灯油すること安技術員以下の灯備され、ことからについて物規制講たので通なお、く御指請

（省令）設備及び通達に」

法的な規制事項を事項別に分類し解説した実務書。

解説のポイントを注記

到達

「**関する政令の一部を改正する政令等**
(給油取扱所関係抜粋)」

月20日 消防令第33号
り主官部長あて 消防庁危険物規制課長)

関する政令の一部を改正する政令(昭和以下「改正令」という。)が昭和62年3月規制に関する規則の一部を改正する省令第16号。以下「改正規則」という。)が昭それぞれ公布され、ともに昭和62年5月ることとなった。

給油取扱所について位置、構造及び設備に取扱いの技術上の基準の整備等の安、その業務の範囲を拡大すること、岩盤体危険物タンクに係る屋外タンク貯蔵所、保安に関する検査並びに位置、構造及基準の特例を新設すること、地下タンク

関係通達

給油設備及び灯油用固定注油設備の取扱いに」の一部改正について

成3年12月9日 消防令第115号
選府県消防主官部長あて 消防庁危険物規制課長)

「年6月21日付け消防令第73号消防庁危険物規制課より、車両に固定されたタンクに注入する用に供用固定注油設備の最大吐出量を毎分180ℓ以下とができるとしたところであるが、今般、危険物保協会において、最大吐出量が毎分60ℓを超え180ℓ「油用固定注油設備に係る型式試験確認の体制が型式試験確認済証の記載内容の一部が変更された」、「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の取扱い」(昭和63年5月30日付け消防令第74号消防庁危険物規制課長通知)の一部を下記のとおり改正することとし告知する。

貴管下市町村に対してこの旨示達され、よろしく願いたい。

記

「昭和63年5月30日付け消防令第74号「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の取扱いについて」の通達(本改正部分を組み込み修正済み)を参照。」

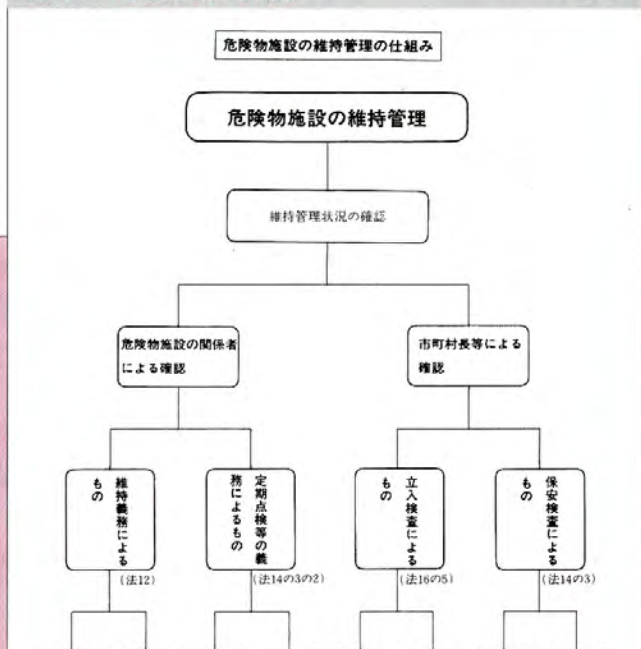
③それぞれの項目に関係する法令を分解表に仕分けして編集してあるので、条文の相互関係がすぐ判るようになっている

③ 関係規定

令 平成12年 33号 改正
期 平成13年 45号 改正

政 令		規 則 ・ 告 示
(屋内貯蔵所の基準) 令第10条第1項 一 屋内貯蔵所の位置は、前条第1項第1号に掲げる製造所の位置の例によるものであること。 二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物(以下この条において「貯蔵倉庫」という。)の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減することができる。		(屋内貯蔵所の空地の特例) 規則第14条 令第10条第1項第2号ただし書の規定により、同号の表に定める空地の幅を減することができる範囲は、次のとおりとする。 一 指定数量の倍数が20を超える屋内貯蔵所(第72条第1項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に令第10条第1項第2号の表に定める空地の幅の3分の1の幅の空地を保有することができる範囲までであること。ただし、当該屋内貯蔵所の空地の幅は、3メートル未満とするときはできない。 二 第72条第1項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う2以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置するときは、当該屋内貯蔵所が相互間に0.5メートルの幅の空地を保有することができる範囲までであること。
区 分	空 地 の 幅 当該建築物の部、柱及び床が耐火構造である場合	上欄に掲げる場合以外の場合 0.5メートル以上
指定数量の倍数が5以下の		

④危険物規制に関する法令の仕組みを分かり易くカラーで図表化した。



危険物関係業務の実務は本書で万全！

1 危険物規制の内容が体系的に理解できます。

解説中のポイントには、重要な解説要旨が掲げられていますので事項の概要がすぐ把握できます。また、参考のフローチャートをご使用になれば、危険物規制の仕組みや手順の流れが直ちに理解できます。

2 実務に欠かせない重要な消防庁通達が容易に理解できます。

危険物規制の実務に必要な通達が、事項毎にすべて要旨を付して収録していますので、通達の理解が大変容易にできます。

3 各事項に関係する危険物法令の相互関係が明確に理解できます。

危険物法令を分解表を用いて編集しているため、事項理解のうえで必要な法令条文の相互関係が一目でわかるようになっています。

本書を

消防職員の皆様、危険物取扱者の方々をはじめ、これから危険物の保安実務に携わる方々に

実務書として
入門書として
お勧めいたします！

第一法規株式会社

商品内容に関する TEL ☎ 0120-203-694
お問い合わせは FAX ☎ 0120-202-972

お申し込みに関する TEL ☎ 0120-203-696
お問い合わせは FAX ☎ 0120-202-974

新刊情報等はインターネットでご覧いただけます。 <http://www.daiichihoki.co.jp>

本社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560 TEL 03-3404-2251(大代表) FAX 03-3404-2269

北海道支社

札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館内 〒060-0004

東北支社

仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

信越支社

長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社

名古屋市東区東1-1-39 〒461-8550

関西支社

大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

中国支社

広島市中区上八丁町5-21 〒730-0012

四国支社

高松市天神前4-33 〒760-0018

九州支社

福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

沖縄営業所

那覇市泉崎1-18-7 〒900-0021

R100
REGISTRATION SERVICE

PRINTED WITH
SOY INK



申込書

危険物関係事項別 解説・通達ハンドブック

部 (公用
私用)

定価 本体19,400円+税

(コード615971)

上記のとおり申込み、今後の追録(有料)も購読します。
なお、代金は、着本後請求により支払います。

(〒 -)

平成 年 月 日

フリガナ
ご住所
(送本先)

フリガナ
ご氏名



第一法規株式会社あて

2003.8H 3